

介護サービス事業者に対する行政処分について

介護保険法の規定に基づき、8月21日付けで指定の効力を一部停止する行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 運営法人

名 称 医療法人せいわ会
所在地 福岡県小郡市津古字半女寺 1 4 7 0 番地の 1

2 対象事業所

名 称 グループホームおもやい
所在地 福岡県筑紫野市大字西小田 9 9 1 番地 1
サービス種別 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
利用定員 1 8 名

3 行政処分の内容

指定の一部効力停止 6 か月（新規利用者受入停止、介護報酬請求上限 7 割）

※一部効力停止期間：令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 2 月 2 8 日

4 行政処分の理由

- ・計画作成担当者として届け出た職員の勤務実態がなかった。（人員基準違反）
- ・計画作成担当者の配置が適正に行われていないにも関わらず、介護報酬の減算を行わずに請求を行った。（不正請求）

5 返還請求額

経済上の措置として、介護報酬の不正請求相当額に加算金（100 分の 40 を乗じて得た額）を加

えた額を請求した。併せて、利用者から徴収した利用者負担金の過払い分については、利用者への返還を求めた。

返還対象期間	返還請求額
令和2年5月～令和3年12月提供分	23,541,213 円
令和5年12月提供分	1,103,295 円
合 計	24,644,508 円

担当部署・お問い合わせ先
筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 指定指導担当 （担当 平嶋・真子） 住所 筑紫野市石崎一丁目1－1 ／ 電話 092-923-1111（内線 453） FAX 092-920-1786／E-Mail kourei@city.chikushino.fukuoka.jp